

ひとり親家庭の親と子の政策提言と行動計画

シングルマザーサポート団体全国協議会キックオフミーティングで提言

2019年7月7日

1、税制の改正

税制の寡婦（夫）控除を婚姻歴のない親にも適用すること。所得制限そのほかの扱いは離婚のひとり親と同等とすること。

婚姻歴のないひとり親には所得税・住民税の寡婦（夫）控除が適用されず、税が重くなり、さらに就学援助や給付型奨学金でも差が出ます。離婚のひとり親と同等に扱われるように税制改正を望みます。

2、児童扶養手当制度等の拡充と改善

- ・児童扶養手当の全部支給の所得制限を2002年当時の200万円に上げること。
- ・児童扶養手当の窓口で、過度の事実婚チェックを改めひとり親のプライバシーに配慮した運用をし「相談しやすい窓口」をつくること。

就労調整をしなくてもいいような所得制限にしてください。

児童扶養手当の事実婚チェックのため「交際している男性がいるか」「妊娠しているか」と窓口で尋ねたり、過度の訪問調査などを改め、窓口嫌いをなくすような方策を望みます。

3、別居中の母子に支援施策を

別居中の母子には支援が少ないため困窮することが多い。別居中の母子への支援の在り方を検討すること。

児童扶養手当の支給についての条件を緩和し（例・離婚調停裁判中など）、住宅・保育等々別居中の母子の困難を緩和していく支援が必要です。

4、仕事と子育ての両立ができる支援施策を

ひとり親日常生活支援事業あるいはファミリーサポート事業の減免措置などの充実を。

親族支援のないひとり親への日常生活支援事業がより安定した就労につながります。

5、生活保護制度の改善を

生活保護受給者の自動車保有について、子育て世帯の保育園送迎、就職活動、通勤、通院、買い物等に必要不可欠なため認めること。

公共交通の発達していない地方と発達している大都市では母子世帯の生活保護受給率に約30倍の差がある。ニーズに合わせた生活保護制度の改善が必要です。

6、養育費の取り立て、安全な面会交流の施策への改善

- ・養育費の支払確保を進めるため、養育費の取り立てを容易にする方をさらに検討すること。

養育費は4人に1人しかもらっていない状況を改善するための取り立てを容易にする施策をすすめ、周知していくことが必要です。

- ・家庭裁判所での面会交流ありきの動きを見直し面前DV等があった場合に安易に面会交流を勧めないようにすること。

子どもへの面前DVや葛藤がある場合は慎重な面会交流を行い、またDV被害に配慮した安心できる面会交流への支援が必要です。

- ・離婚後の共同親権制度については、法制化検討は慎重に行うこと。

離婚後の共同親権制度についてはさまざまな弊害があるため慎重に検討することを望みます。

1、【税制の改正】

税制の寡婦控除を婚姻歴のない親にも適用すること。所得制限そのほかの扱いは離婚のひとり親と同等とすること。

2、【児童扶養手当制度等について】

- ・児童扶養手当制度と年金の子ども加算を子どもが20歳の誕生日までに延長すること。
- ・児童扶養手当の支給回数が年6回になったことを一歩前進と評価しつつ、毎月支給になるほうがのぞましく、2019年末から4月、8月、12月に児童手当児童扶養手当とも支給がないということ踏まえた対策を講ずること。
- ・児童扶養手当の全部支給の所得制限を（160万円になったことを歓迎しつつ）さらに2002年当時の200万円に上げること。
- ・児童扶養手当の窓口で、過度の事実婚チェックを改めひとり親のプライバシーに配慮した運用をし「相談しやすい窓口」をつくること。
- ・児童扶養手当の拡充により、ひとり親家庭の貧困率を削減する方策を行うこと。
- ・ひとり親家庭の場合は、児童扶養手当が障害年金と併給禁止であることでさまざまな弊害が訴えられているため、実態を把握すること。
障害年金の加算が非養育親に支給されたために児童扶養手当の減額が行われないようにすること。

3、【ひとり親支援施策について】

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金が連帯保証人なしでも借りられるように全国での運用を確認すること（連帯保証人なしでも借りられると通知が出ているが実際の運用は各県で異なる）。
- ・児童扶養手当の所得制限とひとり親家庭の医療費助成などの所得制限額を同一とするため、収入の逆転現象が起こり、「貧困の罠」が生じていることを是正するため、医療費助成などの所得制限を60万円程度上のラインにすること（すでに川崎市で実施）。
- ・別居中のひとり親家庭に支援施策がないために、極度の困窮、その後継続する困難の原因をつくるため、別居中のひとり親家庭への支援の在り方を検討すること。現状ではDV被害で保護命令が子どもに出ている場合のみ児童扶養手当が支給される。
児童手当の名義変更が実質的に養育している親に認められるようにすること。
- ・ひとり親の相談を受ける重要な立場の母子父子自立支援員の研修強化と待遇の改善をするとともに、母子家庭等就業・自立支援センターの支援員・職員の待遇改善ができるような委託予算とすること。
- ・ひとり親家庭の仕事と子育ての両立支援策を充実させるために、ひとり親家庭日常生活支援事業を改善するあるいはファミリーサポート事業の割引などが自治体の裁量で行えるようにすること。

- ・高等職業訓練促進給付金制度の支給額をアップする。(非課税世帯 10 万円、課税世帯 7 万 500 円を 14 万円程度に) 山形県のように 5 万円を上乗せしているような事例もある。
- ・高卒認定試験受講費用の支援を充実させ、(終了時 20%、合格後に 40%で合せて 15 万円) となっているものを受講時に支援を行うようにすること。
- ・ひとり親家庭への住宅支援について進めること(住宅手当等)
- ・DV 等被害者の住民基本台帳の閲覧制限(DV 等支援措置)の利用に際し、支援措置期間 1 年経過後、当事者からの取り下げの申し出がない限り、自動的に延長されるようにすること。

4、【生活保護制度について】

- ・生活保護受給者の自動車保有については、子育て世帯の保育園送迎、就職活動、通勤、通院、買い物等に必要不可欠なため認めること。
- ・入学準備金について(基準額が大幅にアップしたことを歓迎しつつ)支給方法が各自治体でばらつきがあり、一律送金と、領収書あるいは見積書と引き換えのために手元にお金がない受給者に借金を強いるような仕組みになっているため、一律送金とすること。

5、【就学援助・給食費について】

- ・就学援助を全国一律の制度に改めるとともに、漏れのないような配布申請方式にし、民生委員の証明等は廃止するとともに、新入学の子どもたちには前倒し支給が(75%実施となってきたことを歓迎しつつ)全自治体で行われるようにすること。
- ・給食費の無償化をすすめるとともに、中学校の給食未実施地区をなくすこと。
- ・高等学校の生徒の妊娠による自主中退の風潮を改め、単位取得や託児所設備など高校卒業までの学業生活の応援をすることにより、子どもの貧困の連鎖を防ぐようにすること。

6、【養育費、面会交流等について】

- ・養育費の支払確保を進めるため、様々な施策を検討すること。
- ・離婚前の親教育プログラムについては、親と子の安心安全に配慮しながらすすめること。
- ・養育費算定を、日弁連の新算定表を参考に改めること。
- ・安全な面会交流ができるよう、面前DV等があった場合に安易に面会交流を勧めないように家庭裁判所での面会交流推進の動きを見直すこと。
- ・離婚後の共同親権制度については、法制化の検討は慎重に行うこと。